

納税貯蓄組合のてびき

【令和 5 (2023) 年度版】

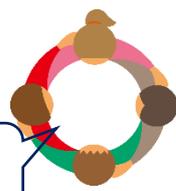
郡山市税務部収納課

目次

1	納税貯蓄組合とは.....	- 2 -
2	納税貯蓄組合の運営の注意点	- 2 -
3	組合長の事務について	- 3 -
4	奨励金交付について.....	- 4 -
5	様式集.....	- 10 -
	(1) 納税貯蓄組合長変更届 兼 口座変更届	- 11 -
	(2) 納税貯蓄組合加入届.....	- 13 -
	(3) 納税貯蓄組合脱退届.....	- 15 -
	(4) 納税貯蓄組合解散届.....	- 17 -
	(5) 保有個人情報提供依頼書	- 19 -
	(6) 課税額を知らせることについての同意書.....	- 21 -

1 納税貯蓄組合とは

組合員同士が、声を掛け合いながら市税の納期内納付をより確実なものとするこ
とを目的とした組織が納税貯蓄組合です。



納期内納付
をしよう！

【参考：納税貯蓄組合法】

第二条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先
を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつせんその他当該貯蓄に関
する事務を行うことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方
公共団体の長に届け出たものをいう。

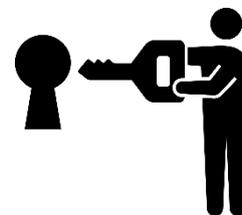
2 納税貯蓄組合の運営の注意点

納税貯蓄組合を運営する際には、次のことに注意してください。

(1) 秘密の保持

組合員の税金に関する情報は、税法により厳格な守秘義務が課せられます。

組合長は、組合員の税金に関する情報を決して他人へ漏らさないように
してください。



(2) 書類の整備

健全な組合運営のために、次の書類については常に整備するようにしてください。

- ア 組合の現金出納簿
- イ 事務費の領収書
- ウ 組合の名簿、規約、その他必要な書類

(3) 総会等の開催

組合内の総会は年に一度は開催し、次の項目について話し合ってください。

- ア 納期内納付の励行について
- イ 予算、決算報告及び役員の選出について
- ウ 市からの連絡事項などの組合運営に必要なこと



(4) 組合事務と経理

納税貯蓄組合は組合員相互の信頼関係によって成立していますので、金銭出納事務は帳簿等を作り、正確に行ってください。

3 組合長の事務について

(1) 各種届出書の提出

組合長及び組合員に異動があった場合などは、本てびき又は郡山市のホームページに掲載してある各種届出の書類に必要事項を記入し、ご提出ください。



なお、納税貯蓄組合の組合員は、世帯単位ではなく納税義務者単位での加入・脱退の管理が必要になります。そのため、同一世帯でも納税義務者に異動があった場合には、新たに加入届(様式(2)、P13~14)または脱退届(様式(3)、P15~16)を提出する必要がありますのでご注意ください。

(2) 組合員名簿の作成及び管理

組合員の加入・脱退等の異動がありましたら、組合員名簿を更新し、常に最新の状態を保つようにしてください。

また、市では、今年度課税がある組合員の『納税者名簿』を組合長へ送付することができますので、希望する組合長は年度当初に「保有個人情報提供依頼書」(様式(5)、P19~20)を提出してください。

送付時期は、以下の各月の20日頃となります。

当初課税分：固定資産税・軽自動車税(種別割)…5月

市県民税(普通徴収)…6月

国民健康保険税…7月

税額更正分：上記税目のうち、税額変更の該当者があった月

組合長は、『納税者名簿』を管理することになりますので、市から送付があった場合は、組合員の名簿を最新の内容にするようお願いいたします。

(3) 納税者名簿の記載内容

市から送付する『納税者名簿』には、今年度課税がある組合員の氏名が記載されます。

また、組合員が“組合長へ課税額等を知らせること”に同意している場合に限り、当該組合員の課税額及び住所も記載されます。

いずれの場合でも、『納税者名簿』の記載内容は個人情報を含む重要なものであるため、取扱い

には十分に注意をお願いします。

なお、組合員からの同意がある場合においても、市では納付状況や納付日等に関するお問合せにはお答えできません。

(4) 納税者名簿の返還

組合長に送付している『納税者名簿』は機密情報ですので、厳重に管理の上、年度終了後に収納課又は最寄りの行政センターへ返還してください。

4 奨励金交付について

本市における納税貯蓄組合に対する奨励金については、納税貯蓄組合法及び郡山市納税貯蓄組合奨励規則に基づき交付しております。

奨励金の交付要件を満たされた組合は、次の事務手続きにより「納税貯蓄組合奨励金交付申請書兼事務費実績報告書」の提出をお願いします。

なお、郡山市納税貯蓄組合奨励金については、本年度(令和5年度)を最後に制度が廃止となりますので、ご周知おき願います。

(1) 奨励金の交付要件

以下の条件をどちらも満たす組合が対象です。

○課税がある組合員5名以上

○前年度の対象税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)の納期内納付率が85%以上の組合



(2) 奨励金の申請手続き

奨励金の交付要件を満たされた組合へ市から「納税貯蓄組合奨励金交付申請書兼事務費実績報告書」(記入例P8~9)を送付しますので、提出期限日(8月末)までに提出してください。

(3) 提出書類

ア 納税貯蓄組合奨励金交付申請書兼事務費実績報告書

イ 前年度に組合運営で使用した事務費の領収書又はレシートの写し

(4) 奨励金の交付基準（上限額）

奨励金の交付基準（上限額）は、次のアとイとの合算額になります。

ア 組合基本額 20名未満の組合 12,000円

20名以上の組合 24,000円

イ 組合員基本額 組合員1人当たり 1,000円

(5) 交付決定額

下記の①と②を比較して少ないほうの金額が、交付決定額となります。

① 前年度に組合運営で使用した事務費の合計額

② (4) の励金基準額の合計（上限額）

(6) 奨励金交付の対象となる事務費の支出期間

前年度4月から3月までの間に組合が支出した事務費が対象になります。

(7) 奨励金の対象となる事務費について

① 会議費【領収書又はレシートの写しが必要】

ア 総会などで会場を借りた場合の『会場費』

イ 総会などで提供した場合の『湯茶・茶菓子代（弁当代含む）』

※ア、イとも『課税がある組合員数』のうちの参加者1人につき1,000円が限度額になりますので、領収書等の余白に組合員の参加者数を記入してください。

※非課税の組合員は会議費の対象になりません。



【主な注意点】

- ・宴会や慰安旅行が目的の場合、会議費として認められません。
- ・領収書のただし書は、「会場費」「湯茶・茶菓子代」「弁当代」「総会費用」と記入されているものが対象です
- ・旅館等で会議を開催し、領収書が1枚になった場合、『課税がある組合員数』のうち、参加者1名につき2,000円を乗じた額が会議費(会場代・食事代を含む。)の限度額になります。
- ・組合長宅等の個人宅で会議を開催し、食事を提供した場合には、買出した内容が分かるレシートの写しを添付してください。
- ・いずれの場合であっても、アルコール代は対象外となります。
- ・領収書の宛名が納税貯蓄組合名ではないもの(町内会等)は会議費として認められません。

②人件費【領収書の写しが必要】

組合員以外の方に、組合の運営に係る人件費を支払った場合に対象となります。

人件費は、組合内の取扱い納付書枚数に100円を乗じた額が限度額となります。

“取扱い納付書枚数”は、奨励金交付申請書の右下に記載してあります。

なお、組合長や組合員に支払った報酬は対象になりません。



③事務所使用料【領収書の写しが必要】

組合の事務のために通年で使用する事務所の借上料となります。

組合長宅や会計宅を事務所として使用し、使用料を支払っている場合などが対象となります。

なお、総会や会議などで一時的に集会所等を借用した場合は、「①会議費」として計上してください。

④印刷費【領収書又はレシートの写しが必要な場合あり】

会議資料等のコピー代です。

自宅用コピー機等による印刷費は、領収書又はレシートの写しの添付は必要ありませんが、社会通念上認められる範囲内の額で記入してください。

⑤事務用品費【領収書又はレシートの写しが必要】

金銭出納帳、ノート、ファイル、プリンターインク等の事務用品の購入代です。

⑥通信費

- ・はがき、切手【領収書又はレシートの写しが必要】
- ・電話代は、領収書又はレシートの写しの添付は必要ありませんが、社会通念上認められる範囲内の額で記入してください。

⑦その他注意点等

- ・奨励金は公費から賄われている性質上、申請に当たっては組合の事務に要した経費を精査の上、申請書は正確に記入してください。
- ・組合の総会等における組合員への還元が目的と思われる額の出席者への負担金（交通費等）は認められません。
- ・納税組合の活動のために要したガソリン代は、領収書等の添付の必要はありませんが、実際に使用したと思われる距離を基に算出してください。
- ・宴会のみを目的とした費用、記念品代、土産代、慶弔費、町内会の活動で支出した費用その

他の納税組合としてふさわしくない費用については、事務費として認められません。

- ・ 奨励金交付申請書に記入誤りや添付書類の漏れがあった場合は、組合長へ返送させていただきますので、訂正等の上、再度収納課まで御提出ください。

(8) 次のような場合は、奨励金は交付されません。

- ・ 奨励金の交付要件を満たしていない場合
(前年度における課税のある組合員が5名未満又は納期内納付率が85%未満の組合。)
- ・ 交付要件を満たしていても、奨励金交付申請書の提出がない場合
- ・ 前年度の事務費の支出がない場合
(事務費0円で活動されている組合は、奨励金交付申請書の提出は必要ありません。)

(9) 奨励金交付申請書の記入例

第1号様式(第3条関係)

郡山市長 〇〇年 〇〇月 〇〇日

記入例

申請者 組合名 開成山第二
組合番号 9999
住所 郡山市朝日一丁目23番7号
組合長名 郡山 一郎
電話番号 024-924-0000

〇〇年度分納税貯蓄組合奨励金交付申請書兼事務費実績報告書

次のとおり奨励金の対象となる事業を実施しましたので、郡山市納税貯蓄組合奨励規則第3条の規定により奨励金の交付を申請し、併せて事務費の実績を報告します。

1 事務費の内訳

区 分	金 額	摘 要	
奨 励 金 交 付 対 象 事 務 費	会議費	41,960 円	役員会及び総会
	人件費	円	
	事務所使用料	円	
	印刷費	1,500 円	コピー代
	事務用品費	1,500 円	事務用品代
	通信費	1,000 円	電話代
	その他	円	
	合 計 ①	45,960 円	

2 奨励金基準額

区 分	金 額
組合基本額	24,000円 (組合員数 20人未満…12,000円、20人以上…24,000円)
組合員基本額	組合員数 20 人 × 1,000円 = 20,000 円
合計②	44,000円

3 合計①と合計②のいずれか少ない方の額が、実際に交付される奨励金の額となります。

交付申請額	44,000 円	低いほうの金額を記入
-------	----------	------------

貴組合の〇〇年度納期内納付率は 93.30 %、 組合員数 20 人、
取扱い納付書枚数は 200 枚でした。

※語句注
組合員数…「課税がある」組合員数になります。
取扱い納付書枚数…「人件費」を算出する際の目安の数値になります。

～奨励金交付申請書の記入要領～

《申請者》

組合長の住所、組合長名、電話番号を記入してください。

《事務費の内訳等》

- ・ 記入誤りを修正する際は、訂正印を押印してください。（修正液等は使用しないでください。）
- ・ 支出の内容の分かる領収書・レシートの写しを必ず添付してください。

～ 領収書・レシート【例】 ～

領 収 証	
	○×年○月×日
開成山第二納税貯蓄組合 様	18人参加
¥ 3 6 , 0 0 0 -	
但 総会費用代として 上記正に領収いたしました	
郡山市朝日一丁目23番7号 ○○屋 朝日 一郎 印	

☞ 左記は、会議の「会場代」と「湯茶・茶菓子代」の合算により領収書が1枚になった場合の例です。「会場代」と「湯茶・茶菓子代」を別々に支払った場合は、「会場代」・「湯茶・茶菓子代」それぞれの領収書が必要になります。

※ 「会場代」、「湯茶・茶菓子代」それぞれ1人当たり1,000円が上限です。

※ 酒代は対象になりません。レシートに酒類が表示されている場合は、レシートに直接手書き修正して除外してください。

- ※ 余白に参加者数を記入してください。
- ※ 18人×2,000円(会場代・飲食代込)=36,000円

コオリヤマ文具店 (レシート)	
金銭出納帳	¥500
コピー用インク	¥600
ファイル	¥400
合 計	¥1,500

※ 事務用品は領収書が必要です。

アサヒ商店 (レシート)		
		○×年○月×日
弁当	@500円×10個	5,000円
お茶	@120円×5本	600円
コーヒー	@120円×5本	600円
		0円
ビール	@200円×2本	400円
		6,200円
合 計		6,600円
		10人参加

(1) 納税貯蓄組合長変更届 兼 口座変更届

記入例

納税貯蓄組合長変更届 兼 口座変更届

組合番号	9999	新組合長就任年月日
組合名	開成山第二	○年4月1日

旧組合長	福島 次郎
------	-------

新組合長	住所	郡山市朝日一丁目〇〇-△△
	ふりがな	こおりやま いちろう
	氏名	郡山 一郎
	電話番号	024-924-2101
	生年月日	大正・昭和・平成・西暦 34年5月6日

【奨励金の振込先口座】

※預貯金通帳の写し(コピー)を添付してください。

金融機関	収納	銀行 金庫 組合 農協	西庁舎	本店 営業部 支店
預貯金種別		普通	当座	
口座番号		1234567		
ふりがな	かいせいざんだいのうぜいちよちくみあい くみあいちょう こおりやま いちろう			
口座名義人	開成山第二納税貯蓄組合 組合長 郡山一郎			

上記のとおり変更がありましたので届出いたします。

○年4月1日

郡山市長

新組合長	郡山 一郎
------	-------

処理欄	台帳	名簿	システム	
			組合長	口座

納税貯蓄組合長変更届 兼 口座変更届

組合番号	
組合名	

新組合長就任年月日
年 月 日

旧組合長	
------	--

新組合長	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日

【奨励金の振込先口座】

※預貯金通帳の写し(コピー)を添付してください。

金融機関	銀行 金庫 組合 農協	本店 営業部 支店
預貯金種別	普通	当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

上記のとおり変更がありましたので届出いたします。

年 月 日

郡山市長

新組合長	
------	--

処理欄	台帳	名簿	システム	
			組合長	口座

納税貯蓄組合員加入届 [組合長保存用]

組合番号 9999

納税貯蓄組合員加入に係る同意の有無	氏名	同意の有無	共有名義分
	東北 花子	<ul style="list-style-type: none"> 同意あり 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する(同意あり) 加入する(同意なし) 加入しない 共有名義分なし

1 次のようなときには、加入届を提出してください。

- (1) 新たに組合に加入した人がいたとき
- (2) 組合員である人が納税者名簿から漏れていたとき

2 組合への加入は、当該年度4月1日からの加入として取り扱われます。

3 組合への加入は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて加入することになります。(一部の税目だけに加入することはできません。)

4 共有名義分(〇〇〇〇外△名)があるときは、個人とは別に一組合員として取り扱うことができます。

5 同意書について

同意ありの場合：組合長に送付する納税者名簿に、「住所・氏名・通知書番号・口座振替利用の有無・課税額」といった個人情報に記載されます。

同意なしの場合：組合長に送付する納税者名簿に、「氏名」のみ記載されます。

(2) 納税貯蓄組合加入届

納税貯蓄組合員加入届 [市提出用] 記入例

組合番号 9999 組合長名 郡山 一郎

組合名 開成山第二 電話番号 924-2101

納税貯蓄組合に加入する方が、ご記入ください。

組合加入者情報 (①・②ともに記入してください。)	市処理欄
① 納税貯蓄組合に加入する方について 住所 (963 - 8061) (郡山市朝日一丁目23-7) 氏名 (東北 花子) 共有名義人氏名 (東北 花子 外 2名) ※ 共有名義人も加入する場合に記入してください。	
② 組合長に課税額等を知らせることについて () 同意します (住所・氏名・税目毎の課税額等が組合長に通知されます) () 同意しません (氏名のみ組合長に通知されます) ※どちらかに○を付けてください。	
納税貯蓄組合加入に係る同意の有無	

納税貯蓄組合員加入届 [組合長保存用]

組合番号

氏名	同意の有無	共有名義分
納税貯蓄組合員加入に係る同意の有無	<ul style="list-style-type: none"> 同意あり 同意なし 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する(同意あり) 加入する(同意なし) 加入しない 共有名義分なし

1 次のようなときには、加入届を提出してください。

- (1) 新たに組合に加入した人がいたとき
- (2) 組合員である人が納税者名簿から漏れていたとき

2 組合への加入は、当該年度4月1日からの加入として取り扱われます。

3 組合への加入は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて加入することになります。(一部の税目だけに加入することはできません。)

4 共有名義分(〇〇〇〇外△名)があるときは、個人とは別に一組合員として取り扱うことができます。

5 同意書について

同意ありの場合：組合長に送付する納税者名簿に、「住所・氏名・通知書番号・口座振替利用の有無・課税額」といった個人情報に記載されます。

同意なしの場合：組合長に送付する納税者名簿に、「氏名」のみ記載されます。

納税貯蓄組合員加入届 [市提出用]

組合番号

組合長名

組合名

電話番号

納税貯蓄組合に加入する方が、ご記入ください。

組合加入者情報 (①・②ともに記入してください。)	市処理欄
<p>① 納税貯蓄組合に加入する方について</p> <p>住所 (ー))</p> <p>())</p> <p>氏名 ())</p> <p>共有名義人氏名 (外 名)</p> <p>※ 共有名義人も加入する場合に記入してください。</p>	
<p>② 組合長に課税額等を知らせることについて</p> <p>() 同意します (住所・氏名・税目毎の課税額等が組合長に通知されます)</p> <p>() 同意しません (氏名のみ組合長に通知されます)</p> <p>※どちらかに○を付けてください。</p>	
納税貯蓄組合加入に係る同意の有無	

(3) 納税貯蓄組合脱退届

納税貯蓄組合員脱退届 [組合長保存]

組合番号 **9999**
 組合名 **開成山第二**

脱退届者(控)

氏名	備考
東北 花子	
東北 花子 外1名	

- 1 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - (1) 組合をやめた人がいたとき
 - (2) 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 2 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものと取り扱われます。
- 3 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することはできません。)
- 4 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 5 課税がなくなってきた場合でも組合に加入し続けることはできません。

納税貯蓄組合員脱退届 [市提出用] **記入例**

組合番号 **9999** 組合長名 **郡山 一郎**
 組合名 **開成山第二** 電話番号 **924-2101**

脱退する組合員は下記のとおりです。

住所	氏名	備考
郡山市朝日一丁目23-7	東北 花子	
郡山市朝日一丁目23-7	東北 花子 外1名	

- 1 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - (1) 組合をやめた人がいたとき
 - (2) 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 2 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものと取り扱われます。
- 3 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することはできません。)
- 4 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 5 課税がなくなってきた場合でも組合に加入し続けることはできません。

納税貯蓄組合員脱退届 [組合長保存用]

組合番号

組合名

脱退届者 (控)

氏名	備考
納税貯蓄組合脱退者	

- 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - 組合をやめた人がいたとき
 - 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものと取り扱われます。
- 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することではできません。)
- 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 課税がかからなくなった場合でも組合に加入し続けることはできません。

納税貯蓄組合員脱退届 [市提出用]

組合番号

組合名

組合長名

電話番号

脱退する組合員は下記のとおりです。

住所	氏名	備考
納税貯蓄組合脱退者		

- 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - 組合をやめた人がいたとき
 - 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものと取り扱われます。
- 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することではできません。)
- 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 課税がかからなくなった場合でも組合に加入し続けることはできません。

(4) 納税貯蓄組合解散届

記入例

納税貯蓄組合解散届

郡山市長

組合番号	9999
組合名	開成山第二

解散事由

(例)

・総会において解散を決定したため。

・役員の高齢化により活動を維持できなくなったため。

・組合の加入者がなくなったため。

・・・など

上記の事由により、○年○月○日を以って解散いたしました。

○年○月×日

組合長 住所 郡山市朝日三丁目20-18

氏名 郡山 一郎

処理欄	台帳	名簿	システム	
			組合長	口座

納税貯蓄組合解散届

郡山市長

組合番号	
組合名	

解散事由

上記の事由により、 年 月 日を以って解散いたしました。

年 月 日

組合長 住所

氏名

処理欄	台帳	名簿	システム	
			組合長	口座

(5) 保有個人情報提供依頼書

(第4条関係)

記入例

保有個人情報提供依頼書

○年○月○日

郡山市長

組合番号 9999

組合名 開成山第二

依頼者 住所 郡山市朝日一丁目23-7

組合長氏名 郡山 一郎

電話番号 024-924-2101

※注意：訂正があった場合、二重線で消し、訂正印を押印願います。
(修正液等は使用しないでください。)

次のとおり保有個人情報の提供を依頼します。

提供を受けたい保有個人情報の内容	当組合に所属する課税のある組合員の氏名、住所及び市県民税・固定資産税（都市計画税を含む。）・軽自動車税・国民健康保険税の課税額
保有個人情報を利用する業務の名称	郡山市納税貯蓄組合納税者名簿
業務の根拠法令	(記入不要)
保有個人情報の記録範囲	当組合に所属する課税のある組合員
保有個人情報の記録項目	組合員の氏名、住所及び課税額
利用目的	納税貯蓄組合員の納期内納付の推進を図るための管理資料として利用するため。
利用形態	名簿の提供
利用期間	○○年○○月○○日 ～ ▲▲年▲▲月▲▲日
備考	

注1 太線内を記入してください。

- 「保有個人情報の記録範囲」欄は、保有個人情報（ファイル）に記録される本人の範囲を記入してください。
- 「保有個人情報の記録項目」欄は、保有個人情報（ファイル）に記録される項目を具体的に記入してください。（例えば、住所、氏名、生年月日、性別、給付額、免許年月日等）
- 「利用目的」欄は、提供を受けたい保有個人情報の利用目的を具体的に記入してください。

(第4条関係)

保有個人情報提供依頼書

年 月 日

郡山市長

組合番号

組 合 名

依頼者 住 所

組合長氏名

電 話 番 号

次のとおり保有個人情報の提供を依頼します。

提供を受けたい保有個人情報の内容	当組合に所属する課税のある組合員の氏名、住所及び市県民税・固定資産税（都市計画税を含む。）・軽自動車税・国民健康保険税の課税額
保有個人情報を利用する業務の名称	郡山市納税貯蓄組合納税者名簿
業務の根拠法令	
保有個人情報の記録範囲	当組合に所属する課税のある組合員
保有個人情報の記録項目	組合員の氏名、住所及び課税額
利 用 目 的	納税貯蓄組合員の納期内納付の推進を図るための管理資料として利用するため。
利 用 形 態	名簿の提供
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注1 太線内を記入してください。

- 「保有個人情報の記録範囲」欄は、保有個人情報（ファイル）に記録される本人の範囲を記入してください。
- 「保有個人情報の記録項目」欄は、保有個人情報（ファイル）に記録される項目を具体的に記入してください。（例えば、住所、氏名、生年月日、性別、給付額、免許年月日等）
- 「利用目的」欄は、提供を受けたい保有個人情報の利用目的を具体的に記入してください。

(6) 課税額を知らせることについての同意書

○年×月△日

記入例

郡山市長

同 意 書

_____ 開成山第二 _____ 納税貯蓄組合(組合番号: 9999)において、納期内納付の推進及び納税意識の高揚のため、必要があるときは「市県民税・固定資産税(都市計画税を含む)・軽自動車税・国民健康保険税の課税額等を記した納税者名簿を組合長に提供する」ことに同意します。

1 住 所 (直筆でご記入ください)

_____ 郡山市朝日一丁目〇〇-△△ _____

2 氏 名 (直筆でご記入ください)

_____ 楽都 〇〇 _____ 楽都印 (代筆者: _____)

_____ 楽都 △△ _____ 楽都印 (代筆者: 楽都 〇〇)

_____ _____ 印 (代筆者: _____)

_____ _____ 印 (代筆者: _____)

_____ _____ 印 (代筆者: _____)

※ 同意がない場合は、納税者名簿に課税内容が掲載されません。

※ 直筆でご記入できない方の分のみ代筆者がご記入ください。

年 月 日

郡山市長

同意書

_____ 納税貯蓄組合(組合番号： _____)において、納期内納付の推進及び納税意識の高揚のため、必要があるときは「市県民税・固定資産税(都市計画税を含む)・軽自動車税・国民健康保険税の課税額等を記した納税者名簿を組合長に提供する」ことに同意します。

1 住 所 (直筆でご記入ください)

2 氏 名 (直筆でご記入ください)

_____ 印 (代筆者： _____)

※ 同意がない場合は、納税者名簿に課税内容が掲載されません。

※ 直筆でご記入できない方の分のみ代筆者がご記入ください。

納税貯蓄組合のてびき
(令和5(2023)年度版)

令和5年5月発行

郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市税務部収納課
TEL (024)924-2101